

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月14日

高知県監査委員	下村	勝幸
同	金岡	佳時
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

## 定期監査結果報告（令和4年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

##### 2 監査の対象

監査対象機関229機関（出先機関125機関を含む。）のうち本庁104機関（別表1のとおり）

##### 3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

##### 4 監査の実施内容

令和3年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

#### 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

##### 1 指摘事項

土木部河川課

電算処理委託業務において、変更契約書に特記仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

##### 2 意見

今回監査を実施した本庁の104機関のうち33機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が47件認められた。

令和3年度と比較して件数が減少したのは24機関、増加

したのは22機関で、増減がなかったのは5機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、53機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名	
知事 部 局	<b>総務部</b>
	秘書課
	政策企画課
	広報広聴課
	法務文書課
	行政管理課
	人事課
	職員厚生課
	財政課
	税務課
	市町村振興課
	デジタル政策課
	管財課
	総務部 12課
	<b>危機管理部</b>
	危機管理・防災課
	南海トラフ地震対策課
	消防政策課
	危機管理部 3課
<b>健康政策部</b>	
保健政策課	
医療政策課	
在宅療養推進課	
国民健康保険課	
健康対策課	
薬務衛生課	
健康政策部 6課	
<b>子ども・福祉政策部</b>	
地域福祉政策課	
長寿社会課	
障害福祉課	
障害保健支援課	
子育て支援課	
子ども家庭課	
福祉指導課	
人権・男女共同参画課	
子ども・福祉政策部 8課	

機関名	
知事 部 局	<b>文化生活スポーツ部</b>
	文化国際課
	歴史文化財課
	県民生活課
	私学・大学支援課
	スポーツ課
	文化生活スポーツ部 5課
	<b>産業振興推進部</b>
	計画推進課
	産学官民連携・起業推進課
	地産地消・外商課
	統計分析課
	産業振興推進部 4課
	<b>中山間振興・交通部</b>
	中山間地域対策課
	移住促進課
	鳥獣対策課
	交通運輸政策課
	中山間振興・交通部 4課
	<b>商工労働部</b>
商工政策課	
産業デジタル化推進課	
工業振興課	
経営支援課	
企業誘致課	
雇用労働政策課	
商工労働部 6課	
<b>観光振興部</b>	
観光政策課	
国際観光課	
地域観光課	
観光振興部 3課	

機関名	
知事部局	<b>農業振興部</b>
	農業政策課
	農業担い手支援課
	協同組合指導課
	環境農業推進課
	農業イノベーション推進課
	農産物マーケティング戦略課
	畜産振興課
	農業基盤課
	農業振興部 8課
	<b>林業振興・環境部</b>
	林業環境政策課
	森づくり推進課
	木材増産推進課
	木材産業振興課
	治山林道課
	環境計画推進課
	自然共生課
	環境対策課
林業振興・環境部 8課	
<b>水産振興部</b>	
水産政策課	
漁業管理課	
水産業振興課	
漁港漁場課	
水産振興部 4課	
<b>土木部</b>	
土木政策課	
技術管理課	
用地対策課	
河川課	
防災砂防課	
道路課	
都市計画課	
公園下水道課	
住宅課	
建築指導課	

機関名	
知事部局	<b>土木部</b>
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
	土木部 13課
	<b>会計管理局</b>
	会計管理課
	総務事務センター
	会計管理局 2課
	<b>公営企業局</b>
電気工水課	
県立病院課	
公営企業局 2課	
教育委員会	<b>教育委員会事務局</b>
	教育政策課
	教職員・福利課
	学校安全対策課
	幼保支援課
	小中学校課
	高等学校課
	高等学校振興課
	特別支援教育課
	生涯学習課
	保健体育課
	人権教育・児童生徒課
教育委員会事務局 11課	
警察本部	<b>警察本部</b>
	警察本部 1機関
その他の機関	議会事務局
	監査委員事務局
	人事委員会事務局
	労働委員会事務局
	その他機関 4機関
合計 104機関	

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分									参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減	
知事部局	<b>総務部</b>			1				1		2	5 (1)	△ 3
	秘書課											
	政策企画課											
	広報広聴課											
	法務文書課											
	行政管理課											
	人事課										1	△ 1
	職員厚生課											
	財政課											
	税務課										2	△ 2
	市町村振興課											
	デジタル政策課										1 (1)	△ 1
管財課			1				1		2	1	1	
<b>危機管理部</b>			1				1		2	2		
危機管理・防災課			1				1		2	1	1	
南海トラフ地震対策課										1	△ 1	
消防政策課												
<b>健康政策部</b>		1	1			1			3	3		
保健政策課										1	△ 1	
医療政策課												
在宅療養推進課												
国民健康保険課		1	1						2	2		
健康対策課						1			1		1	
薬務衛生課												
<b>子ども・福祉政策部</b>			2	2	1	1	1		7	4 (1)	3	
地域福祉政策課												
長寿社会課			1						1	2	△ 1	
障害福祉課						1			1	1 (1)		
障害保健支援課					1				1		1	
子育て支援課												
子ども家庭課			1				1		2	1	1	
福祉指導課				1					1		1	
人権・男女共同参画課				1					1		1	





( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分									参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和3年度	増減
公営企業局	公営企業局		1		1				2		2
	電気工水課										
	県立病院課		1		1				2		2
教育委員会	教育委員会事務局			1				1	2	3 (2)	△ 1
	教育政策課			1					1		1
	教職員・福利課										
	学校安全対策課										
	幼保支援課										
	小中学校課									1 (1)	△ 1
	高等学校課										
	高等学校振興課							1	1	2 (1)	△ 1
	特別支援教育課										
	生涯学習課										
	保健体育課										
人権教育・児童生徒課											
警察本部	警察本部			1					1	2 (1)	△ 1
その他の機関	議会事務局										
	監査委員事務局										
	人事委員会事務局										
	労働委員会事務局										
計		2	5	18	8 (1)	3	4	7	47 (1)	55 (9)	△ 8

**別表 3**（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	2	4.3	・証拠書類の亡失
収入事務	0	5	5	10.6	・納期限の設定誤り ・収入調定の遅延
支出事務	0	18	18	38.3	・支出負担行為決議書の遡及 ・通勤手当の支給誤り ・食糧費と旅費との調整漏れ ・経費支出伺（変更）の作成漏れ 等
契約事務	1	7	8	17.0	・特記仕様書の添付漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約保証金の徴収漏れ ・予定価格調書の記載誤り 等
補助金の交付に関する事務	0	3	3	6.4	・補助金の過大支出 ・交付要綱で定めた書類の受領漏れ
財産・物品等管理事務	0	4	4	8.5	・郵便切手類等出納簿の記帳及び押印漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	7	7	14.9	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約の保証期間延長の処理漏れ 等
<b>計</b>	<b>1</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>100.0</b>	104機関のうち33機関
参考（令和3年度）	9	46	55	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。